

会社法第794条第1項に定める事前備置書面
(吸収分割に係る事前開示事項)

2025年6月12日
成友興業株式会社

吸収分割に係る事前開示書類

2025年 6 月12日

東京都あきる野市草花1141番地 1
成友興業株式会社
代表取締役社長 細沼順人

成友興業株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割承継会社とし、奥多摩工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。本吸収分割に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本吸収分割は、当社においては、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割となります。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 記載のとおりです。
2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）
当社は、本吸収分割に際して、金560,000,000円の金銭を分割会社へ交付することといたしました。当該金額は承継対象となる資産及び負債の額並びに承継対象事業の事業性を勘案して、第三者機関が実施したバリュエーション結果を参照の上、双方合意のもと決定しています。また、当社においては、資本金及び準備金の額は変動しません。
3. 当社の株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 新株予約権についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）
該当事項はありません。
5. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）
 - （1）分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

別紙2記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、その内容（会社法施行規則第192条第4号ロ）
該当事項はありません。

(3) 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）
該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号）
該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）
本吸収分割後の当社の資産の額は負債の額を上回ることが想定され、また、本吸収分割後の当社の収益状況について債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。これらの点を総合的に勘案し、当社の債務について、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたします。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第192条第8号）
吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1 吸収分割契約書__



吸収分割契約書

奥多摩工業株式会社（以下「本分割会社」という。）及び成友興業株式会社（以下「本承継会社」という。）は、本分割会社が行う土砂埋立事業等（以下「本分割事業」という。）を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

本分割会社は、本契約の定めに従い、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）をもって、本分割会社を吸収分割会社、本承継会社を吸収分割承継会社として、会社法が規定する吸収分割の方法により、本分割会社が本分割事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を本承継会社に承継させ、本承継会社はこれを本分割会社から承継する。

第2条（商号及び住所）

本分割会社及び本承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 本分割会社（吸収分割会社）

（商号）奥多摩工業株式会社

（住所）東京都立川市曙町一丁目18番2号

(2) 本承継会社（吸収分割承継会社）

（商号）成友興業株式会社

（住所）東京都あきる野市草花1141番地1

第3条（本分割により承継する権利義務）

1. 本承継会社が、本分割により本分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙1「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項の規定に基づき本承継会社が本分割会社から承継する債務については、すべて本承継会社が本分割会社から免責的に承継し、効力発生日以後、本分割会社は当該債務について何らの債務も負わないものとする。

第4条（本分割に際して交付する金銭等）

本承継会社は、本分割に際して、本分割会社に対して、本承継会社が前条に基づき承継する権利義務の対価として、金560,000,000円（以下「分割対価」という。）を交付する。

第5条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本分割に際して、本承継会社の資本金及び準備金等の額は増加しないものとする。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月31日とする。但し、本分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、本分割会社及び本承継会社は、相互に協議し、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. 本分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について会社法第783条第1項の承認を得ないで本分割を行う。
2. 本承継会社は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項の承認を得ないで本分割を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により本契約について本承継会社の株主総会による承認が必要となった場合には、本分割会社及び本承継会社は、第6条の定めにかかわらず、協議の上で、合理的な範囲で効力発生日を変更することができ、この場合、本承継会社は当該変更後の効力発生日の前日までに、本承継会社の株主総会を招集し、本契約の承認を得るものとする。

第8条（競業避止義務）

本分割会社は、本分割の後においても、本分割事業について一切競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、本分割会社又は本承継会社のいずれかの資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本分割の目的の達成が困難となった場合には、本分割会社及び本承継会社は協議し、合意の上、本分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、法令に基づき要求される監督官庁等の許認可、承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約の定めのない事項その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、本分割会社及び本承継会社が協議し合意の上、決定する。

（以下、余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、本分割会社及び本承継会社は記名押印の上、各当事者が各 1 通を保有する。

2025 年 5 月 7 日

本分割会社： 東京都立川市曙町一丁目 1 8 番 2 号

奥多摩工業株式会社

代表取締役社長 山下 一夫



本承継会社： 東京都あきる野市草花 1 1 4 1 番地 1

成友興業株式会社

代表取締役社長 細沼 順人



承継権利義務明細表

本分割により、本承継会社が本分割会社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務の明細は、効力発生日において本分割事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、本承継会社が本分割会社より承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、2024年9月30日現在の本分割会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を本分割会社及び本承継会社が協議のうえ必要と判断した場合、加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本分割会社の流動資産は、本承継会社に一切承継されない。

(2) 固定資産

本分割事業に属する、有形固定資産、構築物、機械及び装置、工具器具備品その他の資産等の一切の固定資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本分割会社の流動負債は、本承継会社に一切承継されない。

(2) 固定負債

本分割会社の固定負債は、本承継会社に一切承継されない。

3. 承継する雇用契約

本分割事業に従事する本分割会社の従業員に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務は、本承継会社に一切承継されない。

4. 承継する契約（資産、負債、雇用契約については上記1.2.3.のとおり）

本分割事業に関して本分割会社が締結した土地賃貸借契約その他の本分割事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、次に掲げるものを除く。

- ① 許認可等の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの
- ② 本分割事業及び本分割事業以外の本分割会社の事業の双方の用に供するために締結し又は双方の事業に関して締結された契約

5. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本分割事業に属する本分割会社の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産は、本承継会社に一切承継されない。

(2) 許認可等

効力発生日において、本分割会社が保有している本分割事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なもの。

以 上



別紙 2 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,338	流 動 負 債	12,375
現 金 及 び 預 金	427	支 払 手 形	206
受 取 手 形	402	電 子 記 録 債 務	797
電 子 記 録 債 権	497	買 掛 金	1,827
売 掛 金	3,426	短 期 借 入 金	5,425
商 品 及 び 製 品	468	1 年 以 内 償 還 社 債	146
半 製 品	1,123	1 年 以 内 返 済 長 期 借 入 金	2,284
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	273	リ ー ス 債 務	180
前 払 費 用	225	未 払 金	234
未 収 入 金	491	未 払 費 用	821
そ の 他	3	未 払 法 人 税 等	19
固 定 資 産	11,855	未 払 消 費 税 等	134
有 形 固 定 資 産	10,704	預 り 金	102
建 物	373	賞 与 引 当 金	68
構 築 物	1,539	そ の 他	126
機 械 装 置	2,456	固 定 負 債	5,139
車 両 運 搬 具	15	社 債	249
工 具 器 具 備 品	69	長 期 借 入 金	3,940
土 地	5,321	リ ー ス 債 務	318
立 木	77	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58
リ ー ス 資 産	616	資 産 除 去 債 務	277
建 設 仮 勘 定	234	そ の 他	295
無 形 固 定 資 産	244	負 債 合 計	17,515
特 許 権	20	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	23	株 主 資 本	1,637
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	191	資 本 金	100
そ の 他	8	資 本 剰 余 金	882
投 資 そ の 他 の 資 産	906	そ の 他 資 本 剰 余 金	882
投 資 有 価 証 券	194	利 益 剰 余 金	655
関 係 会 社 株 式	358	利 益 準 備 金	250
長 期 前 払 費 用	4	そ の 他 利 益 剰 余 金	405
繰 延 税 金 資 産	69	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	9
そ の 他	279	繰 越 利 益 剰 余 金	395
繰 延 資 産	8	自 己 株 式	△0
社 債 発 行 費	8	評 価 ・ 換 算 差 額 等	49
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	49
		純 資 産 合 計	1,686
資 産 合 計	19,201	負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,201

損 益 計 算 書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			13,869
売 上 原 価			9,803
売 上 総 利 益			4,065
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,165
営 業 利 益			900
営 業 外 収 益			
受 取 配 当 金	9		
賃 貸 料 収 入	2		
そ の 他	27		40
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	182		
支 払 手 数 料	70		
そ の 他	58		311
経 常 利 益			629
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	1		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	69		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	49		
受 取 補 償 金	320		440
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	87		
固 定 資 産 除 却 損	84		
減 損 損 失	27		
解 体 撤 去 費 用	69		
関 連 事 業 損 失	83		
そ の 他	6		358
税 引 前 当 期 純 利 益			710
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27		
法 人 税 等 調 整 額	△27		△0
当 期 純 利 益			710

株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	自 己 株 式		
令和5年4月1日 残 高	1,000	32	-	32	250	6	△361	△105	△0	926
事業年度中の変 動 額										
減 資	△900		900	900						-
資本準備金から その他資本剰余 金 へ 振 替		△32	32	-						-
欠 損 填 補			△50	△50			50	50		-
当 期 純 利 益							710	710		710
固定資産圧縮 積立金の積立						3	△3	-		-
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）										
事業年度中の変 動 額 合 計	△900	△32	882	850	-	3	757	760	-	710
令和6年3月31 日 残 高	100	-	882	882	250	9	395	655	△0	1,637

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	そ の 他 評 価 有 価 証 券 評 価 額	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
令和5年4月1日 残 高	50	50	977
事業年度中の変動			
減 資			-
資本準備金から その他資本剰余 金 へ 振 替			-
欠 損 填 補			-
当 期 純 利 益			710
固定資産圧縮積 立 金 の 積 立			-
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）	△1	△1	△1
事業年度中の変 動 額 合 計	△1	△1	709
令和6年3月31日 残 高	49	49	1,686

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② デリバティブ……………時価法
- ③ 棚卸資産
 - 商品及び製品、半製品、……………移動平均法による原価法
 - 原材料及び貯蔵品 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) 但し、タマカルクプラント（大垣市）、及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) 但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用……………定額法
- ④ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金（前払年金費用）
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
なお、当事業年度末においては、年金資金の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として投資その他の資産（その他）に計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付の債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による按分額をそれぞれ発生の日事業年度より費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は生石灰、消石灰、砂岩砕石など多岐にわたる製品及び商品を取り扱っていますが、本人として行う製品及び商品の販売については、受渡時点において、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得、履行義務（製品及び商品の受渡）が充足されると判断し、収益を認識しています。当社が代理人として行う製品及び商品の販売についても、受渡時点において、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得、履行義務（製品及び商品の受渡に関する手配）が充足されると判断し、収益を認識しています。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間（５～７年）にわたり定額法により償却しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

③ ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(a) 繰延税金資産（純額） 69百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は122百万円である）

(b) その他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保の種類

建物	85百万円
構築物	1,303百万円
機械装置	1,819百万円
工具器具備品	14百万円
土地	3,115百万円
合計	6,338百万円

② 担保に係る債務の金額

短期借入金	3,155百万円
1年以内償還社債	146百万円
社債	249百万円
1年以内返済長期借入金	2,133百万円
長期借入金	2,999百万円
合計	8,683百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

38,932百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	391百万円
短期金銭債務	740百万円

(4) 保証債務

当社は、次の会社の金融機関からの借入債務に対して債務保証を行っております。

福山瑞穂運輸株式会社

796百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高

1,044百万円

仕入高、販売費及び一般管理費

2,304百万円

営業取引以外の取引

23百万円

5. 株主資本等変動計算書の注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式数

普通株式

20,000,000株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

5,410株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金、繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、資産除去債務に対応する除去費用、固定資産圧縮積立金、前払年金費用であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に則ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の限度額を実需の範囲内とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 389百万

円)は、「① 投資有価証券」には含めておりません。また、売掛金、電子記録債権、買掛金、電子記録債務、未払費用、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
① 投資有価証券	163	163	-
② 長期借入金(※2)	(6,225)	(6,126)	98
③ 社債(※3)	(395)	(379)	15
④ デリバティブ取引	-	-	-

(※1) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(※2) 流動負債に含まれている1年以内返済長期借入金を含めております。

(※3) 流動負債に含まれている1年以内償還社債を含めております。

(注) 時価評価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

② 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

③ 社債

当社の発行する社債の時価は元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記②参照）。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
その他の 関係会社	太 平 洋 セメント(株)	86,174	セメント 事業	被 所 有 直接36%	当 社 製 品 等 の 販 売 同 社 製 品 の 一 部 購 入	商 品 の 仕 入 原材料の購入 等	1,256	買掛金	528
						チッカライト の 販 売	17	未 収 金	6
主要株主	JFEスチール (株)	239,644	鉄 鋼	被 所 有 直接17%	当 社 製 品 等 の 販 売	製品等の販売	1,223	売掛金	416

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）取引価格については、市場実勢を勘案し交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子 会 社	(株)新潟ピー シーシー	100	土石製品 製造業	所 有 直接70%	当 社 製 品 等 の 販 売	製品等の販売	550	売掛金	270
子 会 社	福山瑞穂運輸 (株)	5	貨物運送 業	所 有 直接100%	当 社 製 品 の 運	債 務 保 証 (注 2)	796	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）取引価格については、市場実勢を勘案し交渉の上決定しております。

（注2）福山瑞穂運輸(株)の銀行借入につき、債務保証を行っております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	84円35銭
(2) 1株当たり当期純利益	35円55銭

10. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。